

# 確定申告及び町県民税の申告相談窓口の延長について

(令和2年3月13日更新)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限が令和2年4月16日(木)まで延長されることになりました。

これに伴い、当町で行っている申告相談窓口を令和2年4月16日(木)まで延長いたします。

会場	日程	受付時間
役場2階 集会室 ※状況により変更になる 場合があります。	3月17日(火)～ 4月16日(木) ※土・日・祝日を除きます。	午前9時～午前11時 午後1時～午後3時

※青色申告、株や土地の譲渡など分離課税の申告、損失申告、消費税、贈与税及び相続税については、受け付けておりませんので、税務署主催の会場(大垣市民会館)で申告していただきますよう、お願いいたします。

※3月17日(火)以降に申告書を提出された場合は、個人町民税・県民税の課税が第1期に間に合わない場合がありますのでご了承ください。この場合、第2期以降での課税または税額変更等の処理を行ったうえで、課税または税額が変更となる方に対して、納税通知書等によりお知らせいたします。

## 【お問い合わせ先】

神戸町役場 税務課

電話:0584-27-0173